

知的財産に関する論点の整理

経済産業省「産業競争力と知的財産を考える研究会」

2002年6月5日

ブレークスルー パートナーズ

赤羽 雄二

akaba@b-t-partners.com

www.b-t-partners.com

知的財産に関する論点の整理 (1/2)

(「産業競争力と知的財産を考える研究会」委員有志)

2002年6月5日

産業競争力強化の立場

保守・現状維持的な立場

知的財産紛争に関する司法基盤の拡充

紛争の一回的解決 システムの構築

- 侵害訴訟の中で特許権等の有効・無効を判断できるようにし、紛争処理の迅速化を図るべき。これに合わせて、審判制度の見直しも必要。多くの国では、裁判の中で特許権の有効性を含む首尾一貫した攻防ができ、紛争解決の効率性が高い

- 司法・行政の役割分担を崩すことは不適切

証拠収集手続きの 改善

- 侵害行為の立証容易化と営業秘密等の公開制限を両立できるように証拠収集手続きを改善し、正当権利者の権利行使をしやすくすべき。米国では、証拠提出とその秘密保護に関するルールが整備されている

- 裁判公開の原則に反することになり、不適切

知的財産裁判の 専属管轄化

- 知的財産侵害訴訟に関し東京・大阪地裁を専属管轄化し、その控訴事件につき東京高裁を専属管轄化し、専門性確保と判断の統一化を図るべき。米国ではCAFC確立後、急速に知的財産保護が進展

- 地方不在になる恐れがあり、不適切

抑止力を持つ賠償 制度の導入

- いわゆる3倍賠償制度のように抑止力を持ちやすい制度を導入すべき。米国では、悪質な侵害者に対して実損を超える懲罰的な賠償額が求められ抑止力を持つ

- 知財権だけの例外は認められない

現行法体系の変更を含む速やかな対策が不可欠。産業競争力の強化、およびそのための知財戦略の重視は、日本の重要かつ緊急の課題。他国では当然のことが、日本ではなぜか議論をよぶ

変革の重要性は認識するものの、現行法体系の変更は困難。なぜ知財だけが例外なのか

知的財産に関する論点の整理 (2/2)

(「産業競争力と知的財産を考える研究会」委員有志)

	産業競争力強化の立場	保守・現状維持的な立場
審査体制の強化		
審査体制の抜本的強化(審査官の増員)	- 審査官増員による的確な審査と知的財産権の早期確立を図るべき - 日本 1,088人 176件/人 - 米国 3,143人 76件/人 - 欧州 1,377人 61件/人	必要性は認めるが、公務員の総員規制により現実的に困難
知的財産の創出活動の活性化策		
職務発明制度の変更	企業の経営判断の自由度と予見可能性を増やすため、契約等により権利譲渡条件を定めることを可能とすべき。米国では、企業と社員との契約により処理されている	「相当の対価」を支払うことを条件に、企業は権利を承継できる
営業秘密の保護	営業秘密の保護を適切に行い、企業への不当な損害を防止できる制度を導入すべき。ただし人材流動化とベンチャー起業を抑止しないよう、企業は退職時に速やかに営業秘密問題の有無・線引きをすべき	保護の行き過ぎは、職業選択の自由を阻害する恐れがある
知的財産の利用をしやすくする制度改善		
破産時のライセンス契約の保護	相手の倒産により、技術の使用が不条理に拒否されることを防止し、事業の継続を可能とすべき。米国では、破産法の中でライセンシーが保護される措置を講じている	知財権の特質を踏まえた制度設計を一般化することは困難。知財権だけの例外は困難
信託制度の適用拡大	知的財産の適切な評価と運用が独立・集中して行われるよう、信託の対象に知的財産を追加し、知的財産の活用を容易にすべき。経営自由度と資金調達能力の向上が期待できる	信託制度を知的財産に適用するニーズが不明。制度設計上も困難

現行法体系の変更を含む速やかな対策が不可欠。産業競争力の強化、およびそのための知財戦略の重視は、日本の重要かつ緊急の課題。他国では当然のことが、日本ではなぜか議論をよぶ

変革の重要性は認識するものの、現行法体系の変更は困難。なぜ知財だけが例外なのか

立場によらず重要な施策 (1/2)

(「総論賛成、各論で骨抜き」を防止)

考え得るリスク

対応方法

知的財産の利用をしやすくする制度改善

知的財産権の大学 への機関帰属

- 国立大の独立法人化前：
 - － 権利の帰属・承継が不明確
 - － 職員のスキル・大学の姿勢の問題から、技術移転が進まない。阻害される
 - － 学術的成果の公開が妨げられる
- 国立大の独立法人化後：
 - － 研究着手から活用まで一貫した、一元管理体制の整備、人材の確保が短期間ではできない
 - － 独立法人である大学と外部機関であるTLO(教官の出資が多い)に利益相反が生じる
 - － 学術的成果の公開が妨げられる

- 技術移転の状況、実態を継続的にモニターし、公表する
- 知財権の帰属・承継・活用の仕組みを整備する
- 利益相反の有無、程度を明示する
- 企業などにおいて知的財産管理を経験した、質の高い人材の採用

日本版バイドール 法の徹底

- 対象が経産省以外の全省庁に広げられた場合でも、適用条件が厳しすぎるなど、実態として適用範囲が限定される恐れがある

- 適用状況を継続的にモニターし、公表する

特許取得費用の 軽減策

- 安易な特許申請が膨大となり、有用な特許の審査が遅れる。制度維持コストが大きく、社会的負担となる恐れがある

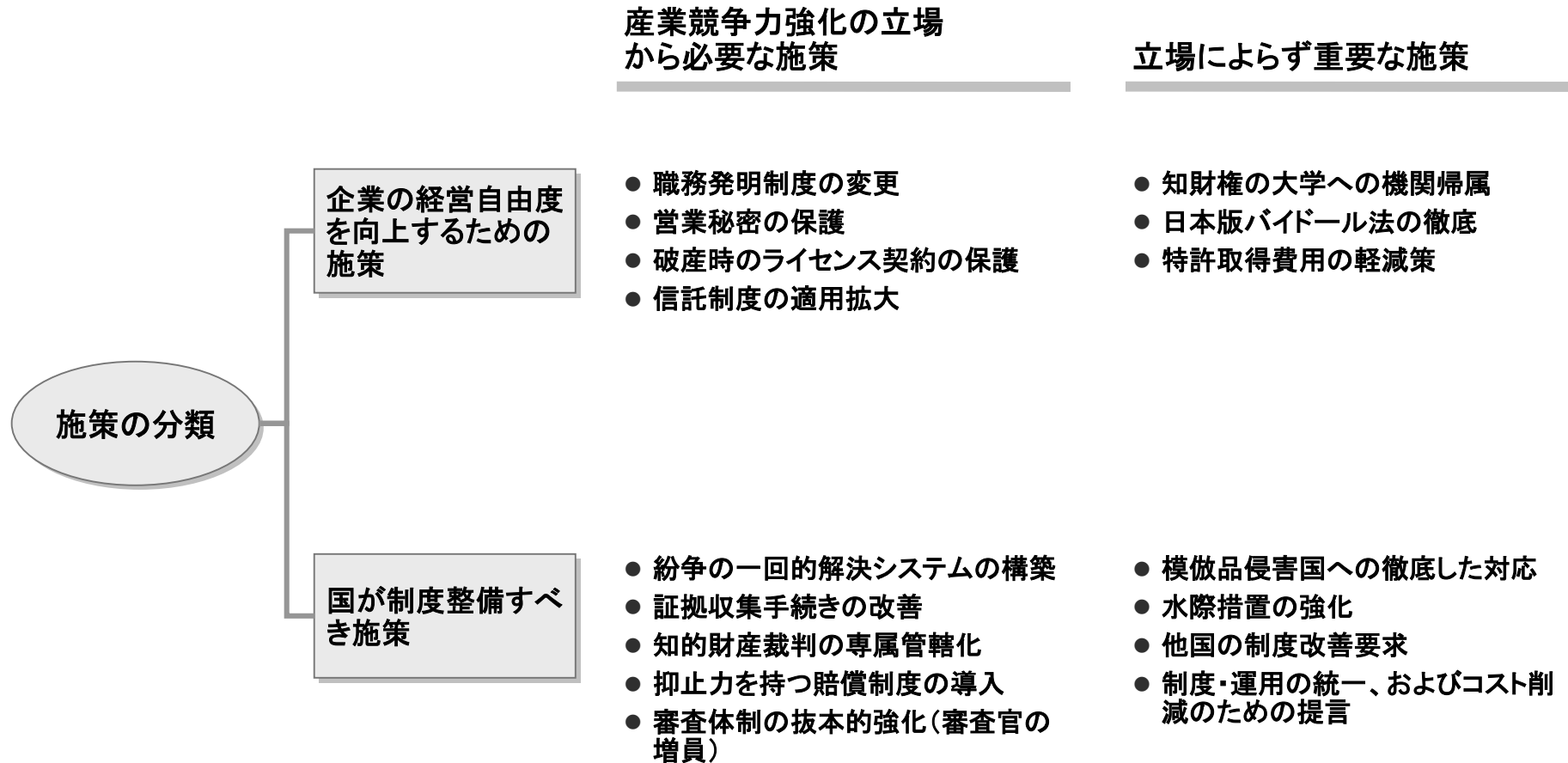
- 削減費用対効果をモニターし、公表する

立場によらず重要な施策 (2/2)

(「総論賛成、各論で骨抜き」を防止)

	考え得るリスク	対応方法
国としての交渉により改善すべき事項		
模倣品侵害国への徹底した対応	● 国レベル交渉しても、相手国が実際の解決に取り組まない。なし崩しとなる ● 侵害国への強い要求姿勢を維持できない ● 企業側の甘え。国に対し過度に依存する	● 結果をモニタリング、アクション要請、抗議
水際措置の強化	● 特許製品等の侵害判断に時間がかかるおそれがあり、実効性を担保する措置ができない	● 専門的な人材の手当て
他国の制度改善要求 (米国の非公開出願の見直しなど)	● 要求はしても、意味のある改善が実現できない ● 時間を浪費している間に、ますます不利な状況に陥る	● 交渉 & 結果のモニタリング
制度・運用の統一、 およびコスト削減のための提言	● 提言しても、意見統一が困難なため、なかなか実効性のある施策につながらない	● 各国に同時平行的に働きかける ● 非英語圏国家との連携を強化する
● 多数国特許の取得、維持費用の軽減 ● 言語の翻訳コストの低減 ● 世界統一特許制度 ● 審査の相互承認		

知的財産に関する施策の分類



別の角度から見ると

産業競争力強化の立場 から必要な施策

立場によらず重要な施策

あるべき知的 財産制度の要件

知的財産の生み出しやすさ

登録条件、手続きの世界的統一

審査の質、スピード

権利行使(対侵害)が早い、有効、不具合がない

利用のしやすさ、利用者の保護

運用コストの低さ

- 職務発明制度の変更
- 営業秘密の保護

- 審査体制の抜本的強化(審査官の増員)

- 紛争の一回的解決システムの構築
- 証拠収集手続きの改善
- 知的財産裁判の専属管轄化
- 抑止力を持つ賠償制度の導入
- 営業秘密の保護

- 破産時のライセンス契約の保護
- 信託制度の適用拡大

- 知財権の大学への機関帰属
- 日本版バイドール法の徹底
- 特許取得費用の軽減策

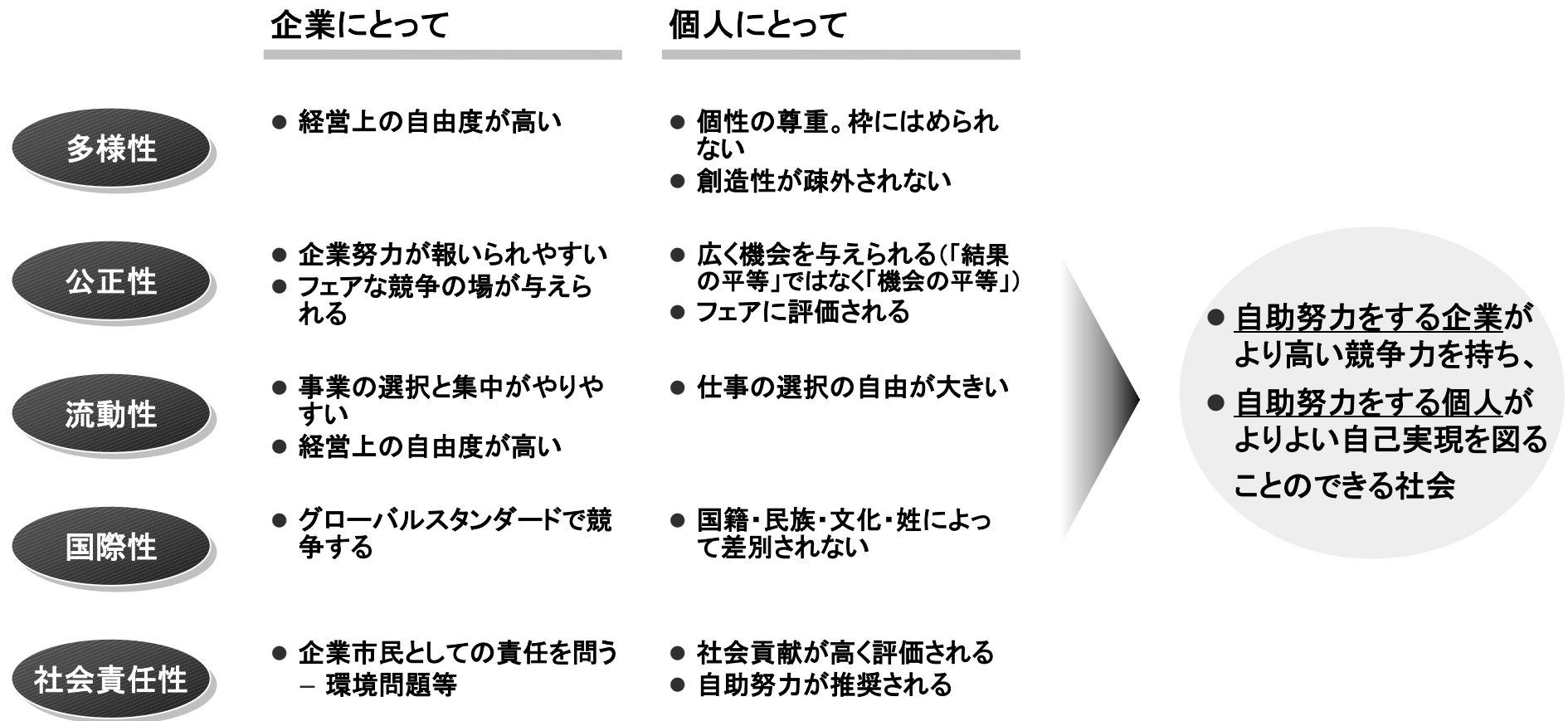
- 他国の制度改善要求(米国の非公開出願の見直しなど)
- 制度・運用の統一、およびコスト削減のための提言

- 模倣品侵害国への徹底した対応
- 水際措置の強化

- 知財権の大学への機関帰属
- 日本版バイドール法の徹底

- 制度・運用の統一、およびコスト削減のための提言

検討の前提とした、「日本がめざす社会像」



👉 「健全な競争」と「成果への認知の高さ」が豊かな知的財産を生む